

令和8年度あいキッズ 利用登録・申請手続きのご案内

電子申請が始まりました！
申請方法はP.16を
確認してください。

あいキッズとは？

あいキッズとは、全児童を対象として、放課後等に学校内で子ども同士が慣れ親しんだ区立小学校の校庭や体育館等の施設を使って、遊び、文化・スポーツ等の体験活動、地域との交流活動、学習活動等を実施する事業です。

対象児童

- ① 区立小学校に通学する児童
- ② 区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生



利用できるあいキッズ

- ① 区立小学校に通学する児童…在籍(就学予定の)小学校のあいキッズ
 - ② 国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生…居住している小学校学区のあいキッズ
- ※利用できるあいキッズは1か所のみです。

【さんさんタイムオレンジ・きらきらタイム】

○令和8年4月1日から利用開始希望の方の^一斉受付期間

電子申請 令和7年12月1日(月)～令和8年1月6日(火)

窓口申請 令和7年12月1日(月)～令和8年1月13日(火)

一斉受付期間に利用登録・申請をされない場合、4月1日からの利用はできません。

必ずこの期間内に、利用予定のあいキッズへ利用登録・申請してください。

※利用登録・申請時に書類確認を行います。不備や不足書類がある場合、受付できませんので、なるべくお早めに利用登録・申請してください。

【さんさんタイム一般】

○令和8年4月1日から利用開始希望の方の^一斉受付期間

電子申請 令和8年2月1日(日)～令和8年3月13日(金)

窓口申請 令和8年2月2日(月)～令和8年3月19日(木)

電子申請 受付時間 24時間利用登録・申請可能

※申請受付システムのメンテナンス中は、利用登録・申請できない時間が発生する場合があります。

窓口申請 受付時間 月曜日から土曜日の9:30～18:00

※祝日・令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く。

※窓口申請の場合は午前中の利用登録・申請が比較的スムーズです。

※必ず保護者が直接利用登録・申請してください。郵送や代理の方の利用登録・申請はできません。

※随時受付(一斉受付期間以降の利用登録・申請)については、さんさんタイムはP.5、きらきらタイムはP.9を参照してください。

お問い合わせ・利用登録・申請書の提出は、利用予定のあいキッズへお願いします。
(あいキッズの電話番号等は、冊子裏表紙をご覧ください。)





目 次



利用登録・申請手続きのご案内

あいキッズ利用登録・申請手続きフローチャート	P. 1
利用登録・申請書の提出時に必要な添付書類一覧	P. 2
さんさんタイムを利用希望の方	P. 4
きらきらタイムを利用希望の方	P. 6
あいキッズ利用登録・申請Q & A	P. 11
電子申請の受付について	P. 16
あいキッズ利用時の特別な支援について	P. 19
あいキッズ入退室システムの登録について	P. 21
あいキッズ傷害保険について	P. 23
板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」について	P. 24
新たに開始を検討している事業について	P. 27

あいキッズ事業の案内チラシ

「あいキッズ」のご案内 簡易版

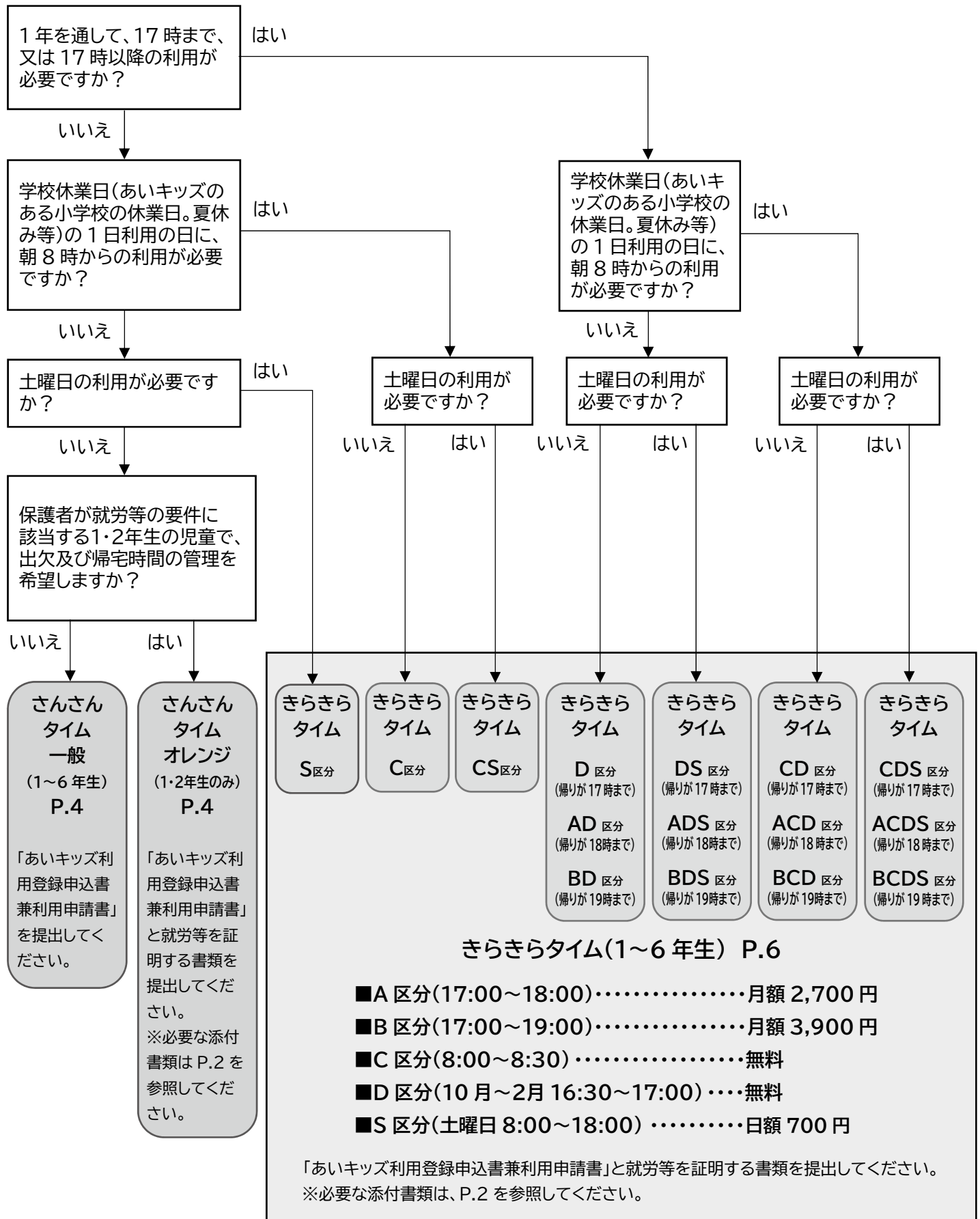
あいキッズの申込関連書類

- 1 あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書
- 2 あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書（記入例）
- 3 就労証明書／就労証明書記入上の注意
- 4 申立書／申立書（記入例）
- 5 直近4週間の勤務表
- 6 あいキッズ利用登録・申請用チェックリスト

◆◆◆ 前年度（令和7年度利用）からの変更点 ◆◆◆

- ・電子申請が可能になりました。詳細は P. 16 をご確認ください。
※電子申請と窓口申請で申請の締切日が異なります。ご注意ください。
申請締切日について、さんさんタイムの方は P. 5、きらきらタイムの方は P. 9 をご確認ください。
- ・入学予定校変更希望制等により、学区域外の小学校へ入学を予定している方について
就学通知書の写しの提出が不要となりました。
利用予定のあいキッズへ利用登録・申請してください。詳細は P. 13（Q18）をご確認ください。
- ・承認通知書の同封物について
有料区分に申請、かつ前年度までに口座登録をしていない保護者への承認通知書に口座振替依頼書を同封します。
- ・利用登録・申請関連書類の書式を一部変更しました。
※令和7年度利用登録・申請用の書式でも提出は可能ですが、原則、令和8年度利用登録・申請用の書式でご提出ください。
- ・新たに開始を検討している事業があります。詳細は P. 27、28 をご確認ください。

あいキッズ利用登録・申請手続きフローチャート



利用登録・申請に関するQ&AがP.11～15にありますので、参照してください。



←提出書類の様式は
こちらの二次元コードから
ダウンロードできます。
様式は、さんさん・
きらきら共通です。

利用登録・申請書の提出時に必要な添付書類一覧



←電子申請の場合、一部添付
書類が不要です。
詳しくは板橋区ホームページ
でご確認ください。

<さんさんタイムオレンジ・きらきらタイム>

保護者の状態		必要書類（※就労証明書及び診断書・入院計画書は、証明日（発行日）が提出日から3か月以内）	
1	就労 ＜注1＞	※ア 就労証明書は勤務先（保護者本人以外の方）に記入をお願いしてください。 やむを得ず保護者本人が証明者となる場合は、「会社等の実態を確認できる書類」を提出してください。	
		※イ 就労証明書No. 6の「就労時間（変則就労の場合）」に記載がある場合は、必ず以下のⅠ）又はⅡ）の添付が必要です。 Ⅰ）「直近のシフト表」の写し（1か月分） Ⅱ）「直近のタイムカード」の写し（1か月分） （直近とは過去又は未来の3か月以内を指します。産休・育休中の方は、産休・育休前の直近のものでかまいません。） Ⅰ）・Ⅱ）のいずれも勤務先がない場合のみ、Ⅲ）「直近4週間の勤務表」を添付	
		（1）就労証明書の証明者が勤務先（保護者本人以外の方）の場合	① 就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u>
		（2）就労証明書の証明者が保護者本人の場合 ※ 自営業、内職等 ※ 保護者本人以外に証明する方がいない場合 （右記の①・②のすべてを提出）	① 就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ② 「開業届、注文書、請負書、確定申告書」の写し等、会社等の実態を確認できる書類 ※ 第三者が作成又は証明した書類（保護者本人が作成した「請求書」等は不可）とし、就労証明書に記載された事業所名記載のもの
	（3）就労内定者 （右記の①・②のすべてを提出）	① 申立書（第3号様式） ② 内定証明書（内定先の任意のもの） ▲ あいキッズ利用開始月の月末までに、以下の書類を提出 ・就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ・申請事項変更届（第9号様式）	
	*一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までの期間内に、令和8年4月からの就労に向け、求職活動をしている方のみ申請可		
	（4）求職中の方 （右記の①～③のすべてを提出）	① 求職活動申告書 ※ あいキッズで配布又は板橋区ホームページに掲載しています。 ② 令和8年3月19日までに、以下の書類を提出 ・申立書（第3号様式）及び内定証明書（内定先の任意のもの） ・申請事項変更届（第9号様式） ③ 令和8年4月30日までに、以下の書類を提出 ・就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ・申請事項変更届（第9号様式）	
	産休・育休中の方 ＜注2＞	（5）A）あいキッズ利用後も産休・育休を継続予定の場合 （右記の①・②のすべてを提出）	① 就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ※ 産休・育休の取得（予定）期間の記載のあるもの ② 母子手帳（表紙及び分娩日記載ページ）の写し
		B）あいキッズ利用開始月の月末までに復職予定の場合 （右記の①～③のすべてを提出）	① 就労証明書（第2号様式）※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ※ 産休・育休の取得（予定）期間、復職（予定）年月日の記載のあるもの ② 母子手帳（表紙及び分娩日記載ページ）の写し ※ 一斉受付期間開始日から三次受付期間終了日までに申請の場合のみ ③ 「産休・育休用確認書（一斉受付）」又は「産休・育休用申立書（随時受付）」 ※ あいキッズで配布しています。 ▲ 復職後、あいキッズ利用開始月の月末までに、以下の書類を提出 ・復職済みにチェックがある就労証明書（第2号様式） ※ <u>変則就労の場合、上記※イの書類が必要</u> ・申請事項変更届（第9号様式）

産休・育休中の方はQ&A（P.14～）も必ずご覧ください。

産休・育休中の方
はQ&A
(P. 14～) も必
ずご覧ください。

保護者の状態			必要書類（※就労証明書及び診断書・入院計画書は、証明日（発行日）が提出日から3か月以内）
2	疾病	(1) 入院・通院 (右記の①・②すべてを提出)	① 申立書（第3号様式）
			② 診断書（入院・通院期間の記載のあるもの）※写しも可 ※入院の場合、入院計画書の提出も可能です。
		(2) 常時臥床・精神疾患等 (右記の①・②すべてを提出)	① 申立書（第3号様式）
			② 診断書（疾病により保護できない状況説明の記載のあるもの）※写しも可
3	心身障がい (右記の①・②のすべてを提出)		① 申立書（第3号様式）
			② 手帳の写し（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳） ※ 氏名・手帳の種別（名称）・等級（度数）が分かるページの写し （等級（度数）：P. 6利用要件を満たしているかご確認ください） ※ 有効期限が切れた手帳は受付できません。更新手続き中の場合は、手続き中であることが分かる書類の写しを併せて添付してください。
4	看護・介護 (右記の①・②のすべてを提出)		① 申立書（第3号様式）
			② 看護・介護対象者の以下ア）～ウ）のいずれかを添付 ア）診断書 ※写しも可 イ）手帳の写し（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳） ※氏名及び手帳の種別（名称）が分かるページの写し ※有効期限が切れた手帳は受付できません。更新手続き中の場合は、手続き中であることが分かる書類の写しを併せて添付してください。 ウ）介護保険被保険者証の写し ※氏名及び介護認定されていることが分かるページの写し
5	就学又は技術習得 (右記の①～③のすべてを提出)		① 申立書（第3号様式）
			② 在学証明書（氏名・在学期間の記載のあるもの）、又は入学許可証の写し等、学校で就学していることを確認できる書類 ③ 時間割表の写し等、学校にいる時間を確認できる書類
6	PTA活動、NPO活動、 町会・自治会活動、学校支援活動等 <注3> (右記の①又は②を提出)		① 任命書等、その活動に従事していること及び活動時間を確認できる書類
			② 申立書（第3号様式） ※所属団体の責任者等が証明した旨の署名が必要

<さんさんタイム一般・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイム>

●以下に当てはまる方は、上記書類に加え、別途書類が必要となります。

板橋区へ転入予定の方・区内で転居予定の方	「新住所の賃貸・売買契約書」の写し等、新住所を確認できる書類
区外在住の方	就学通知書の写し

<注1> 就労内容について、事業所に直接確認させていただく場合があります。

<注2> ・産休及び育休の終了後、復職したことを確認させていただきます。

・令和8年度利用のあいキッズの「産休・育休」の対象は、令和7年4月2日以降にお生まれのお子さんのみです。
・「産休・育休」の要件で利用する場合、対象のお子さんの年齢が満1歳に達した年度の3月末日までが適用期間となりますので、それを超えた後も復職しない場合、新たな利用登録・申請理由による書類の提出がない限り、さんさんタイムオレンジ及びきらきらタイムの利用はできません。

<注3> 災害支援活動等、活動内容が利用要件に該当するか不明な場合は、あいキッズ又は区にお問い合わせください。



さんさんタイムを利用希望の方

区分	さんさんタイム一般	さんさんタイムオレンジ
対象児童	- 区立小学校に通学する児童 又は - 区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生	さんさんタイム一般の対象児童のうち、<u>下記利用要件を満たす、</u> ① 1・2年生で出欠及び帰宅時間の管理を希望する児童 ② <u>特別な支援※を要する児童として認定された1～6年生</u> ※特別支援学校に通学する児童、特別支援学級に通学する児童、特別支援教室に通級する児童等は、あいキッズで特別な支援を要する児童として認定を受けることができます。認定を受けるには別途手続きが必要です。詳しくは「あいキッズ利用時の特別な支援について」(P.19)をご覧ください。
利用要件	なし	次の要件をすべて満たしていること。 - 保護者が、1月につき12日以上就労等していること。(P.6参照) 「13時から17時の間に2時間以上の就労等(通勤時間を含む)」により、1月につき1日以上、家庭において適切な保護を受けることができないこと。
利用日	月曜日から金曜日まで(祝日・12月29日～1月3日を除く)	
利用時間	平日 放課後 ～17:00(10月～2月は16:30まで) 学校休業日 8:30～17:00(10月～2月は16:30まで) ※新1年生のさんさんタイム一般の登録者は、下校指導期間中は、下校指導時間後の利用になります。 ※学校休業日とは、あいキッズのある小学校の休業日です。他校から通われる方は、ご注意ください。 ※荒天等の予報により、学校が下校時刻を早める対応を行った場合は、さんさんタイム一般の利用は中止します。さんさんタイムオレンジで利用を予定していた場合、利用が可能です。 ※さんさんタイムの時間を越えた利用はできません。10月～2月の期間も17時までの利用が見込まれる場合や、学校休業日に8時から利用したい場合、土曜日に利用したい場合等は、あらかじめきさらタイムの申請をしてください。	
利用料	無 料 (補食の提供はありません。)	
必要書類	●児童1人につき1部必要です。 ●修正液や修正テープ、消せるボールペンや鉛筆は、使用しないでください。	
	あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書 ※さんさんタイム一般は、一度登録すると、引越し等によるあいキッズの変更がない限り、6年生まで利用できます。 一度登録された児童については、改めて提出する必要はありません。	《(1)と(2)の書類は、同時に提出してください。》 (1) あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書 (2) 保護者の就労等の状況を証明する書類 ※P.2の「利用登録・申請書の提出時に必要な添付書類一覧」をご覧ください。 ※<u>両親分必要です。ただし、保護者が単身赴任等で別居をしている場合は、同居している保護者の分のみで構いません。同居している祖父母等の分も不要です。</u>

◆申込から登録決定まで

(1) 事前準備 登録に必要な書類の作成・取得等の準備をしてください。

- ・提出書類の様式は、板橋区ホームページからダウンロードできるほか、各あいキッズ、区役所地域教育力推進課窓口でも配布しています。
- ・新1年生については、板橋区立小学校の就学時健康診断で配布します。

様式はこちらの二次元コードからダウンロードできます。

さんさんタイム一般



さんさんタイムオレンジ



(2) 登録申込 ①又は②の方法で利用予定のあいキッズに申込してください。

- ①電子申請
※令和8年度利用分から電子申請での受付を開始しました！詳細は P.16 を参照してください。
- ②窓口申請（利用予定のあいキッズに持参）

(3) 内容確認 記入の不備・不足や利用要件を確認します。

(4) 登録決定 あいキッズから利用開始日の連絡があります。

◆利用登録申込書の提出締め切り一覧

さんさんタイム一般		さんさんタイムオレンジ	
利用開始日	申込受付期間	利用開始日	申込受付期間 (※)
令和8年 4月1日～	【一斉受付】 電子：令和8年2月1日(日)～3月13日(金) 窓口：令和8年2月2日(月)～3月19日(木)	令和8年 4月1日～	【一斉受付】 電子：令和7年12月1日(月)～令和8年1月6日(火) 窓口：令和7年12月1日(月)～令和8年1月13日(火)
【以降、随時受付】 令和8年4月2日から随時受付を行います。 利用開始希望日の1週間前までに申込してください。(窓口・電子ともに)		4月8日～	【二次受付】 電子：2月1日(日)～2月13日(金) 窓口：2月2日(月)～2月20日(金)
		4月15日～	【三次受付】 電子：3月1日(日)～3月13日(金) 窓口：3月2日(月)～3月19日(木)
		5月1日～	【以降、随時受付】 4月1日(水)～4月20日(月) (電子・窓口)
		6月1日～	5月1日(金)～5月20日(水) (電子・窓口)
		7月1日～	6月1日(月)～6月20日(土) (電子・窓口)
		8月1日～	7月1日(水)～7月20日(月) (電子) 7月1日(水)～7月18日(土) (窓口)
		9月1日～	8月1日(土)～8月20日(木) (電子・窓口)
		10月1日～	9月1日(火)～9月20日(日) (電子) 9月1日(火)～9月19日(土) (窓口)
		11月2日～	10月1日(木)～10月20日(火) (電子・窓口)
		12月1日～	11月1日(日)～11月20日(金) (電子) 11月2日(月)～11月20日(金) (窓口)
		令和9年 1月4日～	12月1日(火)～12月20日(日) (電子) 12月1日(火)～12月19日(土) (窓口)
		2月1日～	令和9年1月1日(金)～1月20日(水) (電子) 令和9年1月4日(月)～1月20日(水) (窓口)
		3月1日～	2月1日(月)～2月20日(土) (電子・窓口)

(※) …毎月原則20日。ただし、窓口申請については、20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日。

- 書類に不備があると受付ができないため、締切日間に提出された場合は利用開始希望日からの利用ができなくなる場合があります。期間に余裕をもって申込してください。
- 上記締め切りは、令和7年10月時点での予定です。変更になる可能性もありますので、利用希望の方は事前にあいキッズに確認をお願いします。



きらきらタイムを利用希望の方

◆対象児童

区立小学校に通学又は区内在住で国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する児童のうち、保護者が就労等により利用時間に家庭にいない１～６年生

※特別支援学校に通学する児童、特別支援学級に通学する児童、特別支援教室に通級する児童等は、あいキッズで特別な支援を要する児童として認定を受けることができます。認定を受けるには別途手続きが必要です。詳しくは「あいキッズ利用時の特別な支援について」（P. 19）をご覧ください。

◆利用要件（参考：東京都板橋区あいキッズ条例施行規則）

就労	１日２時間以上・１月につき１２日以上就労していて、かつ、利用しようとする時間に１月に１日以上就労している場合（通勤時間を含む）
疾病	（１）概ね１月以上の入院を要する場合
	（２）利用しようとする時間に１月につき１２日以上通院を概ね１月以上要する場合（通院時間を含む）
	（３）居宅内において常時臥床、精神性疾患又は感染性疾患により概ね１月以上の療養を要する場合
心身障がい	身体障害者手帳１級から４級、愛の手帳１度から４度、又は精神障害者保健福祉手帳１級から３級を有する場合
看護・介護	（１）概ね１月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合
	（２）利用しようとする時間に１月につき１２日以上、居宅外で、看護又は介護を行う場合（自宅から看護・介護を行う場所までの移動時間を含む）
就学又は技術習得	利用しようとする時間に１月につき１２日以上、居宅外で、就学又は技術習得をしている場合（通学時間を含む）
ＰＴＡ活動、 ＮＰＯ活動、 町会・自治会活動、 学校支援活動等	利用しようとする時間に１月につき５日以上、居宅外で、ＰＴＡ活動、ＮＰＯ活動、町会・自治会活動、又は学校支援活動等を行う場合（活動場所までの移動時間を含む）
その他	その他、明らかに児童が適切な保護を受けることができないと認められる場合

※利用承認期間は、年度末まで利用要件を満たすことが見込まれる場合には、令和９年３月３１日までです。ただし、年度途中で状況が変わり、申請事由の終期が変更になった場合（雇用期間の終了等）には、新たな申請理由による書類又は利用状況変更申請書の提出がない限り、利用承認の取消しとなります。

◆利用日 ※承認された利用区分の曜日のみ利用できます。

月曜日から土曜日まで（祝日・１２月２９日～１月３日を除く）

◆利用時間 ※承認された利用区分の時間のみ利用できます。

平日 放課後 ～１９：００

学校休業日 ８：００～１９：００

土曜日 ８：００～１８：００（希望があれば１９：００まで）

※学校休業日とは、あいキッズのある小学校の休業日です。他校から通われる方は、ご注意ください。

※きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されます。

※利用時間が１８時を過ぎる場合は、保護者のお迎えが必要です。

◆利用料

(1) 利用料金一覧

利用区分		金額
A区分	17:00～18:00	月額2,700円
B区分	17:00～19:00	月額3,900円
C区分	8:00～8:30（学校休業日）	無料
D区分	16:30～17:00 （さんさんタイムが16:30で終了する10月～2月のみ）	無料
S区分	土曜日8:00～18:00	日額 700円

※利用区分については、今後区の計画等の理由により変更になる場合があります。

※A・B区分については、月の途中から利用を開始した場合や、月の途中で休止・辞退をされた場合も、月額の利用料がかかります。

※A・B区分については、承認を受けると実際に利用がなくても月額の利用料がかかります。利用が見込まれない場合は、利用を休止・辞退、又は利用区分を変更する手続きが必要です。

※施設浸水等により休業が長期にわたる場合などを除き、気象災害や計画運休等による臨時休業や開所時間の短縮による利用料金の減額は行いません。

(2) S区分（土曜日）利用について

実際に利用した日数に応じて、日額の利用料がかかります。

(3) 利用料の支払いについて

口座振替で登録いただいた口座から引き落とします。

→A・B区分の利用料は、毎月当月分の利用料を、月末に引き落とします。

→S区分の利用料は、利用した月の翌月末に引き落とします。

※月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落とします。

※残高不足等の理由により引落しができなかった場合、翌月以降の引落日に再振替します。

(4) 利用料の減免制度について

別途申請があった場合、生活保護受給世帯の方は**免除**、住民税非課税世帯・就学援助受給世帯の方は**減額**になります。

※年度ごとに申請が必要ですので、前年度に免除・減額が承認されている方も、必ず申請してください。

（詳しくは板橋区ホームページをご覧ください。）

免除	申請時期	4月1日から随時受付 ※申請のあった日の属する月から利用料が免除になります。 <u>遡りにはできません</u> ので、ご注意ください。		
	必要書類	発行日が提出日から1か月以内の生活保護受給証明書		
	利用料	0円／月額・日額		
減額	申請時期	6月以降、随時受付 ※例年、8月下旬までに申請があった場合は、利用開始月に遡って利用料が減額になります。減額申請が承認されるまでは通常の利用料をお支払いください。 ※詳細は、後日、板橋区ホームページでお知らせいたします。		
	必要書類	住民税非課税世帯の場合：発行日が提出日から1か月以内の住民税非課税証明書（例年6月頃発行） ※ひとり親家庭でない場合は、同居状況に関わらず、両親分が必要です。 就学援助受給世帯の場合：就学援助受給の決定について（例年7月頃送付）		
	利用料	利用区分	金額	減額後
		A区分	2,700円／月額	2,100円／月額
		B区分	3,900円／月額	2,700円／月額
		S区分	700円／日額	400円／日額

▲減額後の金額

◆必要書類

各書類について

- 児童1人につき1部必要です。
- 修正液や修正テープ、消せるボールペンや鉛筆は、使用しないでください。

提出 チェック	
☐ 全員	①あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書 ※きらきらタイムに利用申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されますので、別途、さんさんタイムの利用登録手続きをする必要はありません。 ※窓口申請の場合のみ
☐ 全員	②保護者の就労等の状況を証明する書類 ※P.2の「利用登録・申請書の提出時に必要な添付書類一覧」をご覧ください。 ※両親分必要です。ただし、保護者が単身赴任等で別居している場合は、同居している保護者の分のみで構いません。同居している祖父母等の分も不要です。
☐ 全員	③あいキッズ利用登録・申請用チェックリスト ※窓口申請の場合のみ
☐ 該当者のみ	④口座振替依頼書 （A・B・S区分に利用申請される方で、過去に口座登録をしていない方のみ） ※「板橋区あいキッズ利用料口座振替（自動払込）依頼書」に記入し、金融機関に提出して手続きをしてください。 ※手続き完了後、2枚目の「役所保管」（3枚目の「お客様保管」のみ返却された場合は写し）を、 <u>利用開始月の10日（ただし、10日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）</u> までにあいキッズに提出してください。 ※「板橋区あいキッズ利用料口座振替（自動払込）依頼書」は、利用承認後に区からお送りする承認通知書に同封します。 ※前年度までに口座振替依頼手続きがお済みの方は、手続き不要です。 ※口座振替手続き済みの児童の兄弟・姉妹があいキッズを新規に利用申請する場合は、同じ口座からの引落しであっても、別途、口座振替依頼手続きが必要です。

▲口座振替依頼書

◆申請から利用承認まで

(1) 事前準備 申請に必要な書類の作成・取得等の準備をしてください。

- ・提出書類の様式は、板橋区ホームページからダウンロードできるほか、各あいキッズ、区役所地域教育力推進課窓口でも配布しています。
- ・新1年生については、板橋区立小学校の就学時健康診断で配布します。

きらきらタイム



様式はこちらの二次元コードからダウンロードできます。

(2) 利用申請 ①又は②の方法で利用予定のあいキッズに申請してください。

①電子申請

※令和8年度利用分から電子申請での受付を開始しました！詳細はP.16を参照してください。

②窓口申請（利用予定のあいキッズに持参）

※申請書受領時に、申請内容（利用区分や就労時間等）を確認します。

(3) 審査 あいキッズから区に送付された書類を区が審査します。

- ・申請内容等に疑義があれば、あいキッズを通じて保護者や勤務先等に確認します。
- ・書類返却や追加の書類提出をお願いする場合があります。

(4) 利用承認 審査終了後、利用承認となります。

- ・承認通知書を区から保護者宛に発送します。
- ・一斉受付期間内に申請された方には、3月上旬に発送予定です。

◆利用申請書の提出締め切り一覧

利用開始日	申請受付期間 (※)
令和8年4月 1日～	【一斉受付】 電子：令和7年12月1日（月）～令和8年1月 6日（火） 窓口：令和7年12月1日（月）～令和8年1月13日（火）
4月 8日～	【二次受付】 電子：2月1日（日）～2月13日（金） 窓口：2月2日（月）～2月20日（金）
4月15日～	【三次受付】 電子：3月1日（日）～3月13日（金） 窓口：3月2日（月）～3月19日（木）
5月 1日～	【以降、随時受付】 4月1日（水）～4月20日（月）（電子・窓口）
6月 1日～	5月1日（金）～5月20日（水）（電子・窓口）
7月 1日～	6月1日（月）～6月20日（土）（電子・窓口）
8月 1日～	7月1日（水）～7月20日（月）（電子） 7月1日（水）～7月18日（土）（窓口）
9月 1日～	8月1日（土）～8月20日（木）（電子・窓口）
10月 1日～	9月1日（火）～9月20日（日）（電子） 9月1日（火）～9月19日（土）（窓口）
11月 2日～	10月1日（木）～10月20日（火）（電子・窓口）
12月 1日～	11月1日（日）～11月20日（金）（電子） 11月2日（月）～11月20日（金）（窓口）
令和9年1月 4日～	12月1日（火）～12月20日（日）（電子） 12月1日（火）～12月19日（土）（窓口）
2月 1日～	令和9年1月1日（金）～1月20日（水）（電子） 令和9年1月4日（月）～1月20日（水）（窓口）
3月 1日～	2月1日（月）～2月20日（土）（電子・窓口）

(※) …毎月原則20日。ただし、窓口申請については、20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日。

- 書類に不備があると受付できないため、締切日間に提出された場合は利用開始希望日からの利用ができなくなる場合があります。期間に余裕をもって申請してください。
- 上記締め切りは、令和7年10月時点での予定です。変更になる可能性もありますので、利用希望の方は事前にあいキッズを確認をお願いします。
- A・B区分については、月の途中から利用を開始した場合も、月額の利用料がかかります。

◆利用区分の変更、利用の休止・辞退の手続きについての注意点

一度提出された申請書類等は、不備以外で返却できません。利用区分の変更や休止・辞退は、十分ご検討のうえ、申請してください。

なお、きらきらタイムA・B区分については、承認を受けると実際に利用がなくても月額の利用料がかかります。利用が見込まれない場合は、利用区分の変更や休止・辞退の手続きをしてください。

また、令和8年度利用分については、利用区分の変更、利用の休止・辞退の手続き等は、窓口申請のみでの受付となります。

(1) 4月1日～、又は4月8日～の利用開始希望で申請し、書類提出締切後に利用区分の変更を希望される場合

令和8年3月19日（木）までに、あいキッズ利用状況変更申請書をあいキッズに提出してください。

(2) 5月1日以降の日付で、利用区分の変更を希望される場合

原則として、変更希望月の前月20日（20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに、あいキッズ利用状況変更申請書をあいキッズに提出してください。

※月の途中で利用区分の変更をされた場合は、変更前後で月額利用料が高い方の利用区分の利用料がかかります。

(3) 休止・辞退を希望される場合

休止・辞退を希望する月の前月末日までに、休止届・辞退届をあいキッズに提出してください。

※月の途中で休止・辞退をされた場合でも、月額の利用料がかかりますので、ご注意ください。



あいキッズ利用登録・申請Q & A



≪利用登録・申請前や利用方法について≫

Q1. あいキッズの定員はありますか？

A1. 定員はありません。利用要件を満たす方は利用できます。

Q2. 食物等アレルギーがありますが、あいキッズの利用はできますか？

A2. 食物等アレルギーがある場合もあいキッズを利用できます。利用登録・申請の際に、あいキッズに必ずご相談ください。アレルギーの状況に関する書類を別途、ご提出いただきます。

Q3. 子どもの帰宅時は保護者のお迎えが必要ですか？

A3. 18時を過ぎての利用の場合は、必ずお迎えが必要です。

Q4. 子どもの入退室を確認する方法はありますか？

A4. 「入退室システム」に登録いただくことで、登録したアプリ（メールアドレス）にお子さんの入退室通知が届きます。通知が届かない場合は、あいキッズにお問い合わせください。入退室システムは、災害時や緊急時にも使用しますので、ご登録をお願いします。

Q5. あいキッズの見学はできますか？

A5. 見学は随時可能です。事前にあいキッズへお問い合わせください。

Q6. スポットでの利用はできますか？

A6. あいキッズのスポット利用はできません。スポット利用を希望される場合は、ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパー派遣事業、ショートステイ事業等の子育てサービスの利用をご検討ください。

Q7. きらきらタイムに登録した場合、あいキッズ来室後に一度退室し、再度あいキッズに来室することはできますか？

A7. できます。ただし、退室後、再度あいキッズに来室される場合は、さんさんタイム一般としての利用となるため、帰宅時間の管理や17時（10月～2月は16時30分）以降等の利用はできません。

Q8. 放課後等デイサービスとの併用はできますか？

A8. あいキッズと放課後等デイサービスの併用は可能です。ただし、利用の仕方など詳しくは、あいキッズにご相談ください。

Q9. 夏休み等の長期休業期間中、お弁当の配食サービスはありますか？

A9. きらきらタイムの児童については、夏季休業期間中、すべてのあいキッズで配食サービスを実施しています（令和7年10月現在）。また、一部のあいキッズでは、きらきらタイム以外の児童にも配食サービスを実施していたり、夏季休業期間以外も実施している施設もあります。詳しくは、あいキッズへお問い合わせください。

≪申込みについて≫

Q10. 利用登録・申請の書類等は、どこに提出すれば良いですか？

A10. 窓口申請の場合は、利用予定のあいキッズに提出してください。区役所では受理できませんので、

ご注意ください。

Q11. 利用登録・申請の書類の記入を間違えました。訂正印は必要ですか？

A11. 訂正印は不要です。二重線で訂正してください。また、修正液や修正テープ、消せるボールペンや鉛筆で記載された書類では受付できませんので、ご注意ください。

Q12. 就労証明書の発行が提出期限に間に合いません。後から提出しても良いですか？

A12. 就労証明書に限らず、一部の書類だけを先に提出することはできません。余裕をもって書類をご準備いただき、必要な書類がすべて揃ってから、期限内でのご提出をお願いします。
ただし、口座振替依頼書（きらきらタイム有料区分で過去に口座登録をしていない方）については、金融機関での手続き後にご提出いただいて構いません。利用開始月の10日（ただし、10日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日）までに提出してください。

Q13. 就労証明書は、誰が記載するのですか？

A13. 勤務先（保護者本人以外の方）に記載を依頼してください。なお、自営業、内職等でご自身以外に記載できる方がいない場合は、自署してください。その場合は、開業届・注文書・請負書・確定申告の写し等、会社の実態を確認できる書類も併せて提出してください。（P.2参照）

Q14. 就労証明書は、弟妹の保育園入所申込み用に板橋区保育サービス課に提出したもののコピーでも良いですか？

A14. 原則、あいキッズ利用登録・申請用の就労証明書のご提出をお願いしておりますが、板橋区の令和8年度保育施設入所申込み用の就労証明書であれば提出が可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

Q15. 「変則就労」とは、どのような勤務形態が該当しますか？

A15. フレックスタイムなど勤務時間等が不規則（勤務日・休日・勤務時間・勤務場所等が、週や日によって異なる）な場合や、裁量労働時間制のように勤務時間に裁量があるため日によって異なる場合が該当します。

変則就労に該当する（就労証明書No.6の「勤務時間（変則就労の場合）」に記載がある）場合は、直近（3か月以内）のシフト表の写し又はタイムカードの写しを別途提出してください。勤務先でシフト表等が出ない場合のみ、「直近4週間の勤務表」を自署してください。

Q16. 就労していますが、現在病気等により療養中です。どのように利用登録・申請すれば良いですか？

A16. 【あいキッズの利用開始日までに職場復帰予定の場合】

「就労」の利用要件で審査しますので、就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」欄に復職予定日の記載がある就労証明書を提出してください。

復職後、復職済みにチェックのある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

【あいキッズの利用開始日までに職場復帰が困難な場合（未定を含む）】

「就労」ではなく「疾病」の利用要件で審査しますので、申立書及び診断書（疾病により保護できない状況説明の記載のあるもの）を提出してください。職場復帰が決まりましたら、「就労」で再度審査をしますので、就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

Q17. 夏休み等の学校休業日に8時から利用したい場合や、10月から2月の間も17時まで利用したい場合、いつ申請すれば良いですか？

A17. きらきらタイムC区分やD区分の利用申請が必要です。一斉受付期間以降も申請受付は随時（原則、利用開始希望月の前月20日までに提出。ただし、窓口申請については、20日が日曜・祝日の場合は、あいキッズの前運営日。）行っていますが、利用要件を満たしていれば、一斉受付期間中にあらかじめ申請されることをおすすめします。

Q18. 入学予定校変更希望制等により、学区外の小学校への入学を希望している場合、どのように利用登録・申請すれば良いですか？

A18. 入学を希望している（入学の可能性が高い）小学校のあいキッズに利用登録・申請してください。最終的に入学が決定した小学校と利用登録・申請書を提出したあいキッズが異なる場合、利用登録・申請書を提出したあいキッズに速やかにご連絡ください。変更の手続き（書類提出）が必要になります。

Q19. 板橋区外在住ですが、板橋区立小学校に入学を希望しています。どのように利用登録・申請すれば良いですか？

A19. あいキッズの利用登録・申請には、板橋区立小学校の就学通知書の写しの提出が必要です。就学通知書が発行されてから利用登録・申請してください。

Q20. 引越し（板橋区内で転居・板橋区へ転入）予定の場合、どのように利用登録・申請すれば良いですか？

A20. 利用開始希望日時点での入学予定校のあいキッズへ利用登録・申請してください。利用登録・申請書の住所欄には提出日時点のご住所を記入してください。また、新住所を確認できる書類（賃貸・売買契約書の写し等）を併せて提出してください。

Q21. 通勤や通学等にかかる時間はどのように扱われますか？

A21. 通勤や通学等にかかる時間は、あいキッズの利用を必要とする時間として審査します。利用登録・申請書の裏面に、会社や学校等から自宅までの所要時間を記入してください。その際、弟妹の保育園等の送迎がある場合は、滞在時間を15分まで含め、記入してください。また、着替えや業務の引継ぎ等のために早く出社する必要がある場合も、その時間を含めて記入してください。一方で、買い物やあいキッズへの送迎時間は含めることができませんので、ご注意ください。

Q22. 育児短時間勤務をしている場合の利用区分は、どのように審査されますか？

A22. 正規の（雇用契約に基づく）就労時間に通勤時間を加えた時間で審査します。

Q23. 派遣契約で、雇用期間が令和8年3月31日までです。一斉受付期間中にさんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用登録・申請はできますか？

A23. 雇用の更新予定が無い場合は、利用登録・申請はできませんが、雇用の更新予定が有る場合（就労証明書にその旨記載有り）は、さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用登録・申請ができます。なお、雇用の更新後すみやかに、就労証明書と申請事項変更届を提出してください。提出がない場合、利用承認を取り消す場合もありますのでご注意ください。

Q24. 求職中の場合は、あいキッズの利用登録・申請ができますか？

A24. 就労等を要件とするさんさんタイムオレンジ及びきらきらタイムの利用登録・申請は、原則できません。ただし、一斉受付・二次受付・三次受付期間中のみ、4月からの就労に向け、求職活動をしていることを要件に利用登録・申請できます。詳しくは、あいキッズにご相談ください。

Q25. 保護者のどちらかが単身赴任で同居していない場合、就労証明書は必要ですか？

A25. 就労証明書が必要なのは同居の保護者のみです。単身赴任等で別居している保護者や同居している祖父母等の分は必要ありません。ただし、利用登録・申請書の保護者欄や緊急連絡先欄の記入をお願いします。

Q26. すでに手続きした口座振替の情報は、翌年度以降も引き継がれますか？

A26. 前年度までに手続きされた児童の口座振替情報は、翌年度以降も引き継がれますので、再度の手続きは不要です。ただし、その児童の兄弟姉妹があいキッズに新規に利用申請する場合は、同じ口座からの引落としであっても、別途、口座振替依頼手続きが必要です。

Q27. 口座振替依頼書は、どこで配布していますか？

A27. きらきらタイムのA・B・S区分（有料区分）に申請される方で、前年度までに口座振替の手続きをしていない方については、承認通知書に同封してお送りします。

Q28. 4月1日からの利用開始で利用申請をしましたが、利用申請をキャンセルしたいです。どのような手続きが必要ですか？

A28. きらきらタイムは、区の承認決定の前後で提出していただく様式が異なるため、詳しくはあいキッズにご相談ください。さんさんタイムは、辞退届をあいキッズに提出してください。

≪産休・育休中の申込みについて≫

Q29. 現在、産前産後休業・育児休業取得中で、あいキッズ利用開始月にも職場復帰の予定はありません。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用登録・申請はできますか？

A29. あいキッズの「産休・育休」の要件で利用する場合、産休・育休対象のお子さんが満1歳に達した年度の3月末日までが適用期間となります。産休・育休対象のお子さんが令和7年4月2日以降にお生まれであれば、令和8年度のさんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用登録・申請ができます。利用登録・申請書以外に、①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②母子手帳の表紙と分娩日の記載のあるページのコピーを提出してください。

育休要件の場合は、就労時間のみ（通勤時間を含めない）で審査します。

なお、産休・育休対象のお子さんが令和7年4月1日以前にお生まれの場合は、さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの「産休・育休」の要件での利用登録・申請はできませんが、さんさんタイム一般の利用登録は可能です。

Q30. 現在、育児休業取得中で、4月1日からの保育園の入所申込みをしています。保育園の入所が決定すれば復職しますが、保育園の入所が決まらなかった場合は、勤務先の育休を延長する予定です。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用登録・申請は、どのようにすれば良いですか？

A30. まず、復職されることを前提として一斉受付期間内に利用登録・申請をしてください。

利用登録・申請書以外に、①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②母子手帳の表紙と分娩日の記載のあるページのコピー、③産休・育休用確認書（あいキッズで配布）を提出してください。その後、保育園の入所の可否が判明したら、必要に応じて以下の手続きをお願いします。

【保育園の入所が決まった場合】

復職後、あいキッズの利用開始月の月末までに、復職済みにチェックのある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

【保育園の入所が決まらなかった場合】

産休・育休対象のお子さんが令和7年4月2日以降にお生まれの場合は、あいキッズの「産休・育休」の要件に該当します。育休要件の場合、通勤時間を含めないことで、利用予定の利用区分に該当しなくなった場合は、利用状況変更申請書を提出してください。

産休・育休対象のお子さんが令和7年4月1日以前にお生まれの場合は、新たな利用要件での利用登録・申請がない限り、さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用はできないため、申請取下届又は辞退届を提出してください。さんさんタイム一般での利用となります。

Q31. 現在、産前産後休業・育児休業取得中ですが、7月1日からの保育園の入所が決定したので、あいキッズを利用したいです。どのように利用登録・申請すれば良いですか？

A31. 一斉受付期間以外では、原則、保育園の入所が決定してからのあいキッズ利用登録・申請をお願いします。利用登録・申請書以外に①就労証明書（産休・育休取得の記載有り）、②産休・育休用申立書（あいキッズで配布）を提出してください。

復職後、あいキッズの利用開始月の月末までに、復職済みにチェックのある就労証明書及び申請事項変更届を提出してください。

なお、保育園の入所が決定してからあいキッズ利用登録・申請をするのでは間に合わないため、あらかじめ利用登録・申請したい等のご事情がある場合は、あいキッズにご相談ください。

《利用開始後について》

Q32. 板橋区内での引越し等で転校する場合、どのような手続きが必要ですか？

A32. きらきらタイムを利用して、転校後もきらきらタイムを利用希望の場合、転出元及び転入先の両方のあいキッズで手続き（書類提出）が必要となります。まずは、転出元のあいキッズにご相談ください。

さんさんタイムを利用して、転校後もさんさんタイムを利用希望の場合、転出元のあいキッズで辞退届を提出し、転入先のあいキッズで新規の利用登録をお願いします。

Q33. 板橋区外への引越し等で板橋区立小学校を転校する場合、どのような手続きが必要ですか？

A33. 利用の辞退を希望する月の前月末日までに辞退届をあいキッズに提出してください。辞退届の提出がない場合、きらきらタイム（有料区分）については利用料がかかりますのでご注意ください。また、辞退年月日の翌日から、あいキッズの利用ができなくなります。

Q34. きらきらタイムの利用を辞退する場合、どのような手続きが必要ですか？

A34. 利用の辞退を希望する月の前月末日までに辞退届をあいキッズに提出してください。A・B区分については月の途中で辞退された場合も、月額の利用料がかかりますのでご注意ください。また、きらきらタイムの利用を辞退しても、さんさんタイムは利用できます。

Q35. きらきらタイムの利用を一時的に休止できますか？

A35. 休止を希望する月の前月末日までに休止届をあいキッズに提出してください。A・B区分については月の途中で休止された場合も、月額の利用料が発生しますのでご注意ください。また、きらきらタイムの利用を休止しても、さんさんタイムは利用できます。

Q36. 利用料の減免制度はありますか？

A36. 別途、申請があった場合、生活保護受給世帯の方は免除、住民税非課税世帯又は就学援助受給世帯の方は減額になる制度があります。免除の方は利用開始月中に、減額の方は6月以降に、利用料減免申請書と必要書類をあいキッズに提出してください。また、減額や免除の申請は毎年度必要です。詳細は、P. 7 を参照してください。

Q37. 学級閉鎖で学校がお休みになった場合、あいキッズを利用できますか？

A37. 学級閉鎖のクラスに在籍するお子さんの利用はできません。感染拡大防止のために学級閉鎖をしていますので、ご自宅等でお過ごしください。

Q38. 就労状況に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A38. 変更後の就労証明書と申請事項変更届をあいキッズに提出してください。就労状況の変更に伴い、利用時間の変更が必要になる場合は、利用状況変更申請書も提出してください。退職された場合は、まず、あいキッズにご相談ください。

Q39. 世帯の状況や緊急連絡先に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A39. さんさんタイム、きらきらタイムに関わらず、申請事項変更届をあいキッズに提出してください。さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用者の場合、婚姻等により同居家族が増えた際は、その同居家族の就労証明書等も必要になります。詳しくは、あいキッズにご相談ください。

電子申請の受付について

◆申請期間

【一斉受付】さんさんタイム一般 令和8年 2月1日(日)～令和8年3月13日(金)
さんさんタイムオレンジ 令和7年12月1日(月)～令和8年1月 6日(火)
きらきらタイム 令和7年12月1日(月)～令和8年1月 6日(火)

※一斉受付期間以降の利用登録・申請締切については、さんさんタイムはP. 5、きらきらタイムはP. 9をご確認ください。

※申請内容の不備や、添付書類の不足等で、期間内に修正ができない場合、電子申請での受付ができません。また、申請受付システムのメンテナンスが実施される場合があるため、期間に余裕をもって利用登録・申請してください。

◆対象

さんさんタイム一般・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイムの利用登録・申請

※令和8年度利用分については、利用登録・申請以外の申請、届出は窓口申請のみとなります。

※利用料の未納が3か月以上ある場合は、電子申請できません。

◆申請の流れ

電子申請は簡単な3ステップ！

スマートフォン・タブレット、パソコンから時間や場所を問わず、利用登録・申請の手続きができます。

準備するもの

① スマートフォン、② 必要な書類
タブレット、パソコン



書類のダウンロードは
板橋区ホームページの
二次元コードから



STEP 1

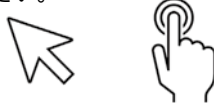
LoGo フォームの
アカウント登録
(5分程度)



STEP 2

LoGo フォームに
アクセス

板橋区ホームページの二次元
コードから利用するあいキッ
ズの申請フォームを選択して
ください。



STEP 3

申請内容の入力・
書類の添付→ 送信
(10～30分程度)



※二次元コードの読み取りは、「標準カメラアプリ」で行ってください。

STEP 1

すでにLoGoフォームアカウントをお持ちの方は、STEP 2 へ

(1)メールアドレスを入力し、「ア
カ
ウ
ン
ト
登
録
用
の
メ
ー
ル
を
送
信」を押す

(2)送付されたメール「【LoGo
フ
ォ
ー
ム】ア
カ
ウ
ン
ト
登
録
の
ご
案
内」
に記載の URL にアクセスする



こちらの二次元コード
からアカウント登録で
きます。

(3) アカウント種別「個人」を選択し、利用者情報を入力する

(4) 項目を入力後、「確認」を押す

(5) 入力内容を確認後、「登録」を押す

※氏名、住所、ログインID、パスワードが
入力必須項目です。
入力された情報（氏名・住所等）が、電子
申請時にフォームに自動入力されます。

STEP 2



こちらの二次元コードから「利用（予定）のあいキッズ」の
「申請するフォーム」の URL を選択してください。

(1) 「ログイン」を押す

(2) メールアドレス・パ
スワードを入力し「ロ
グイン」を押す

(3) 送付されたメールに記載
の認証コードを入力する

(4) ログインを押す

STEP 3

(1) 申請内容を入力する
添付書類は、PDFデータ又は画像データ
(jpeg、jpg、png、gif) で添付してください

(2) 「確認画面へ進む」を押す

(3) 「送信」を押す

60分経過するとタイムアウトとな
り、入力していた内容が消えてしま
います。画面最下部の「入力内容を
一時保存する」というボタンがあり
ますので、適宜ご利用ください。

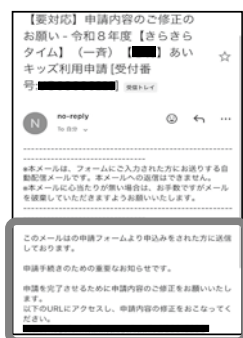
◆不備対応の流れ

申請後、申請内容や添付書類に不備・不足があり、修正などが必要な場合、メールで修正依頼が届きますので、LoGo フォームから修正し、再申請をしてください。申請期限までに不備等の修正がされなかった場合、利用開始希望日からの利用ができない場合がありますので、期限までに必ずご対応ください。

(1) **A**又は**B**いずれかの方法で LoGo フォームにアクセスする

A【通知メール】

- ① 送付されたメール「【要対応】申請内容のご修正のお願い」に記載の URL にアクセスする

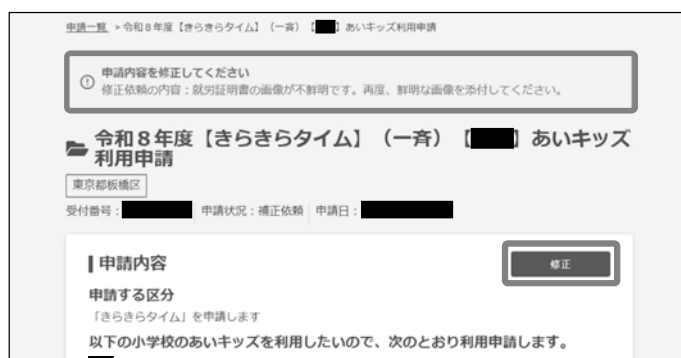


B【LoGo フォームのマイページ】

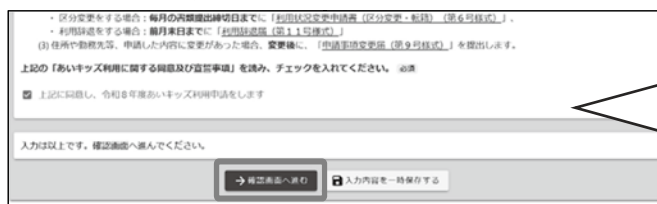
- ① こちらの二次元コードから LoGo フォームのマイページにアクセスする
② 対応が必要な申請の「詳細」を押す



(2) 修正依頼の内容を確認した後、「修正」を押す



(3) 申請内容を修正し、「確認画面へ進む」を押す



(4) 修正内容を確認後、「送信」を押す



入力フォームの全てが表示されますが、修正が必要な箇所のみの修正をお願いします。
誤って他の項目を修正しないようにご注意ください。

◆電子申請に関するQ & A



板橋区ホームページに電子申請に関するQ & Aを掲載しています。
併せてご確認ください。

あいキッズ利用時の特別な支援について

さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイムの利用要件※を満たす方で、下記「◆対象となる要件」に該当する場合、あいキッズ利用時に当該あいキッズに職員の増配ができます。この制度による支援を希望する場合は、以下をご確認いただき、あいキッズにお申し出ください。

※保護者の就労等の利用要件があります。詳細は、さんさんタイムオレンジはP. 4を、きらきらタイムはP. 6を参照してください。

◆対象となる要件

あいキッズ（さんさんタイムオレンジ又はきらきらタイム）の利用要件を満たし、登録又は承認されている方で、次のいずれかに該当する児童

- (1) 特別支援学校（知的障がい・肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい）に通学する又はしている児童
- (2) 板橋区立小学校の特別支援学級（知的障がい）に通学する又はしている児童
- (3) 板橋区立小学校の特別支援教室（STEP UP 教室）に通級する又はしている児童
- (4) 板橋区立小学校のきこえとことばの教室に通級する又はしている児童
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳他）、精神障害者保健福祉手帳を有する児童
- (6) 上記（1）から（5）以外で、特別な支援が必要な児童

◆申請の流れ

①あいキッズの利用登録・申請（電子申請又は窓口申請）

電子申請 申請内容の入力

手帳の有無の選択、特別支援学級・きこえとことばの教室・STEP UP 教室の選択、利用児童の様子の欄への必要事項の入力をしてください。

窓口申請 申請書類の記入

手帳の有無欄、特別支援学級・きこえとことばの教室・STEP UP 教室のチェック欄、利用児童の様子の欄へ必要事項を記入してください。



あいキッズ入退室システムの登録について

あいキッズを利用する方は、あいキッズでのお子さんの入退室、災害時等の対応等をお知らせする入退室システムに、以下のとおり登録をお願いします。

<配 信 内 容>

①児童の入退室時刻

＊お子さんが入退室時に名前カードを専用機器にかざすことで、アプリやメールアドレスに送信されます。

入退室の際、名前カードのかざし忘れがないよう、お子さんに伝えてください。

随時、お子さんと帰宅時間及び帰宅方法の相互確認を行ってください。

②災害、緊急時の対応やその他あいキッズからのお知らせ

③保護者からの連絡に対するあいキッズからの返信

④出欠管理や帰宅時間管理に関すること（出欠・帰宅時間管理の対象児童のみ。）

<利 用 手 順>

P.22「あいキッズ入退室システム」のすべての項目に同意の上、ご利用（予定）のあいキッズから配付される登録手順書に沿って、アプリ・メールアドレスを登録してください。

※プッシュ通知されるためアプリの登録を推奨しますが、スマートフォンをお持ちでない方はメールアドレスの登録が可能です。

※兄弟姉妹を新規登録する際は、新たに発行される登録手順書を受け取り、既にご利用いただいているマイページから、「兄弟の追加」を選択し、ご登録ください。

※登録手順書は再登録の際に必要となりますので、お手元に保管をお願いします。

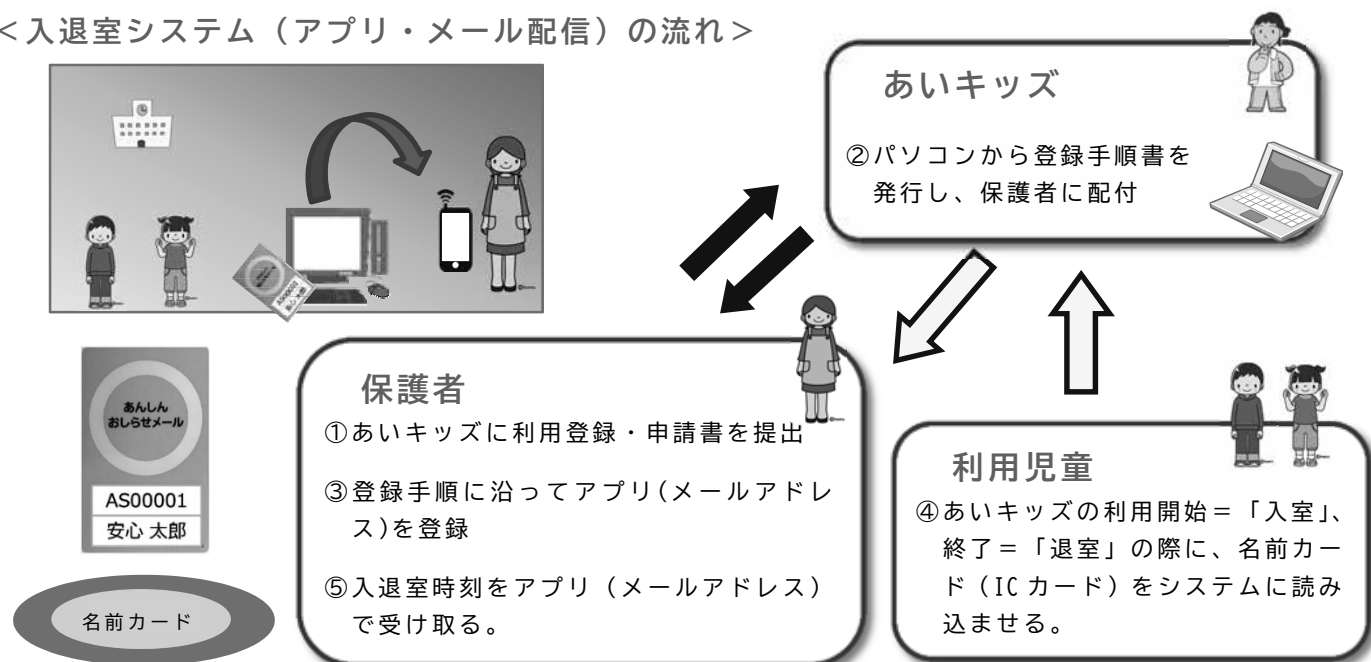
<留 意 事 項>

- ・災害時や緊急時の連絡、感染症等の発生に伴う臨時閉所の連絡も行います。万が一の事態に備え、ご登録をお願いします。
- ・「さんさんタイム一般（1年生の1学期間のみ）」は帰宅時間管理、「さんさんタイムオレンジ」・「きらきらタイム」は、出欠・帰宅時間管理があるため、必ずご登録いただきますようお願いいたします。
- ・毎月の利用予定の連絡方法など、入退室システムの利用方法については、別途、ご利用（予定）のあいキッズからご案内します。
- ・すでに登録されている方は、再度の登録手順書の受け取りや、アプリ・メールアドレスの登録は必要ありません。

<問 合 せ 先>

ご利用（予定）のあいキッズまでお問い合わせください。

<入退室システム（アプリ・メール配信）の流れ>



あいキッズ入退室システム

本サービスを希望する場合は、以下をご精読いただき、すべての項目に同意していただく必要があります。

ご登録された場合にはすべての項目に同意いただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

1 配信情報の内容について

P 2 1 「<配信内容>①～④」が配信されます。

2 アプリやメール受信について

- ① ご利用の通信機器の状態や環境、各種の障害発生によりアプリ及びメールアドレスへの通知が届かない場合があります。
- ② 登録手順書に従ってアプリ・メールアドレスの登録をされた方のみに配信されます。なお、アプリやメールアドレス登録は無料ですが、受信料金（通信料）や通信機器は自己負担となります。
- ③ 受信設定によりメールを受信しない場合がありますので、事前に所定のアドレスからのメールを受信することを許可するように設定変更をお願いします。（迷惑メールの防止設定をされている方は、設定を解除するか所定のメールアドレスからの電子メールが受信できるように設定を行ってください。解除・設定方法は、携帯電話各社等にお問い合わせください。）
- ④ あいキッズは、本サービスの保守上、又は電気通信事業者が電気通信サービスを中止したときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。また、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限、又は中止する措置をとることがあります。
- ⑤ あいキッズは都合により本サービスを変更又は廃止することがあります。本サービスを変更又は廃止するときには、本サービス利用者に対し事前にその旨を通知します。
- ⑥ 本サービスの登録はあいキッズの利用登録・申請時でなくても、後ほど登録することもできます。登録を希望する場合は、ご利用のあいキッズまでご連絡ください。サービス利用が不要になった場合も、あいキッズにご連絡ください。

3 個人情報の管理について

ご登録いただいた情報は、本サービスのためだけに使用し、他の目的に使用することはありません。

あいキッズ傷害保険について

「あいキッズ」利用児童の参加中と自宅との往復経路のケガについては、「あいキッズ傷害保険」が適用されます。医療機関を受診した場合は、あいキッズにお申し出ください。

区（あいキッズ係）で手続き後、保険会社から保険申請書類が郵送されますので、治療終了後、必要事項を記入して、直接保険会社に返送してください。

◆「あいキッズ傷害保険」とは

…あいキッズ事業における偶然な外来の事故により、ケガをしたような場合に対象となります（アレルギーによる発作等の症状や熱中症などは対象外）。通院1日から適用されます。事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度として支払われます（保険料は区が負担しています）。

<注意点>

- ・ 医療機関を受診する際は、保険資格のわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）と「子ども医療証」をご利用ください。
- ・ あいキッズでのケガは学校の教育活動ではないため、学校保険（*1）は適用されません。
（*1）「学校保険」…通常の学校生活において適用される「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害給付

◆ 保険の手続き方法について

- ①あいキッズから区へ、事故報告書を提出します。
- ②区から保険会社へ、事故証明書を送付します。
- ③保険会社から保護者へ、保険申請書類が送付されます。
- ④治療終了後（又は180日経過後）、保護者から保険会社へ直接、申請してください。

※事故発生から保険申請書類が届くまでに1か月以上かかる場合があります。

◆ 保険金額

死亡保険金	1,000万円
後遺障害保険金	30万円～1,000万円
入院保険金	1日 2,000円
通院保険金	1日 1,000円

※入院・通院のお支払い要件として、医師の治療を受けることが必要です。医師以外の治療を受けた場合は、対象となりません。また、申請いただいた場合も、保険会社の判断により保険支給の対象外となる可能性もあります。

板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」について

◆「あいキッズ」って何？

あいキッズは区内の小学生を対象に、学校内で楽しく安全に過ごすことのできる放課後の居場所を提供する事業です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と豊かな人間形成を願って、文部科学省所管の全児童を対象とする「放課後子ども教室」と、こども家庭庁所管の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童クラブ」を校内交流型として運営しています。

安全で、地域コミュニティの基盤である学校内で、民間事業者の職員のもと、子どもたちが慣れ親しんだ校庭・体育館・教室などの施設を使って、遊び・スポーツ・工作・読書などの体験活動、地域との交流活動、季節行事、学習活動等を実施します。

【目 的】

- ①児童の放課後の安心・安全な居場所の実現
- ②児童の放課後の活動と交流を通じた健全育成プログラムの実施
- ③保護者の仕事等と子育ての両立支援

【運営主体】

株式会社・社会福祉法人・NPOなど民間事業者が自主性、社会性、創造性など子どもの人格形成期に合わせた様々なプログラムを展開します。配置される職員は、都道府県等が実施する研修を修了した「放課後児童支援員」と、「プレイングパートナー」です。施設責任者は、運営する事業者が配置した常勤の有資格者です。

◆あいキッズの3本柱

1 子どもたちの安心・安全

安全管理体制 日頃から、安全対策、危機管理

- ・受入れ開始前に施設・遊具の安全点検を行います。
- ・救命処置や引取訓練など緊急時に備えた訓練を定期的の実施しています。
- ・室内を清潔にして衛生管理を行い、感染症やアレルギーなどの事故防止を図ります。

災害時対応 万が一、震災が発生したら

- ・児童の所在確認を行い、学校と連携して安全な場所に避難します。
- ・震災等の場合、保護者に引き渡すまで安全管理を行います。

安心ツール あいキッズの信頼性

- ・1～6年生までの長い期間、子どもたちの成長を見守ります。
- ・入退室システムで、あいキッズの入室・退室が確認できます。
- ・緊急通報ボタン（学校110番）を設置して、緊急時に警察へ通報します。
- ・「おたより」を毎月発行して、あいキッズの活動の様子をお知らせします。

2 子どもたちの健全育成

- ・各小学校で、屋外、室内、静かに過ごす場所等、それぞれ職員を配置してプログラムを展開します。
- ・遊びのルールのもと、多様なプログラムや体験活動、季節行事を行います。
- ・さんさんタイムときらきらタイムの利用児童の体験交流活動を積極的に行います。
- ・地域の方々に定期的に参加いただき、体験活動などを通じて交流します。
(将棋・折紙・ヨガ・ダンス・卓球教室、琴体験等)



屋外

【校庭】
(雨天時は体育館等)
動的プログラム
(ドッジボール、鬼ごっこ等)

室内

【多目的室等】
動的プログラム
(工作、けん玉等)

【あいキッズ室等】
静的プログラム
(読書・学習等)

※学校施設を利用しますので、学校生活での基本的な決まりを守ってください。
また、この事業は、板橋区が学校との連携により学校施設を活用して実施するもので、学校が行う教育・学習活動ではありません。

時間の延長

日中の留守家庭の両立支援

- ・就労等家庭は、きらきらタイム（19時まで等）の利用ができます。
- ・就労等家庭は、土曜日にも利用できます。

仕事に専念

出欠管理と帰宅時間管理

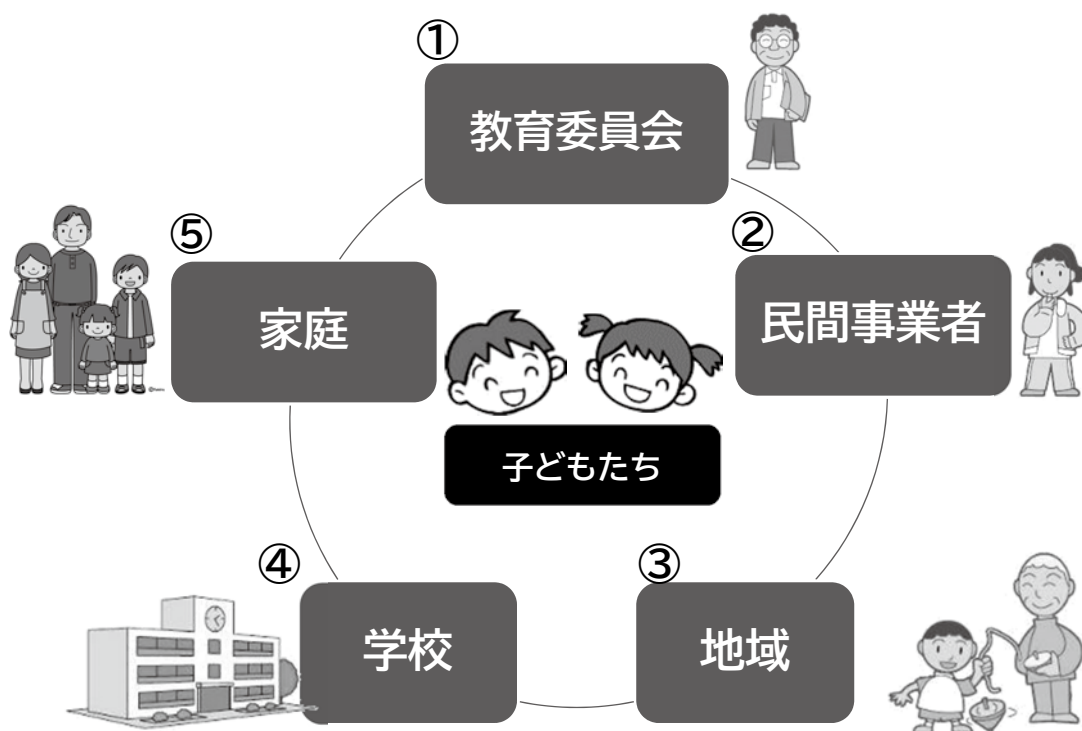
- ・さんさんタイム一般（1年生の1学期間のみ）は、帰宅時間の管理を行います。
- ・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイムを利用する1・2年生は、出欠及び帰宅時間の管理を行います。また、きらきらタイムを利用する3～6年生は、出欠管理を行います。

緊急時対応

あいキッズでの安全確保

- ・学校が平常と異なる下校をした場合は、あいキッズの利用はできません。ただし、さんさんタイムオレンジときらきらタイムの児童は、あいキッズで安全管理をします。
- ・臨時休校となった場合、さんさんタイムオレンジときらきらタイムの児童は、保護者の登下校時の送迎のもと参加できます。

◆あいキッズで子どもたちの成長を支える5つの輪



①教育委員会

運営方針を定め環境を整備し、評価・指導を行い、事業運営の品質の維持・向上を図ります。

②民間事業者

株式会社・社会福祉法人・NPOなど民間事業者が特性を活かして、様々なプログラムや季節行事の実施、遊具・図書の充実、室内装飾など子どもたちが過ごしやすく、健全な成長に結びつく運営をします。

③地 域

「地域の子どもは地域が育てる」という理念に基づき、地域サポーターが子どもたちの育ちを支えます。

④学 校

地域コミュニティの基盤である安全な学校施設を活用するとともに、学校と日常的に連携して子どもたちの「安全対策」と「健やかな成長」に取り組みます。

⑤家 庭

子どもの好ましい生活習慣や規範意識を身につける場である家庭と連携して、個々の子どもたちを育みます。

◆あいキッズをより良くするためのしくみ

(1) あいキッズ運営評価

目 的

担当課職員による定期的な現場巡回で運営状況を把握するほか、学校による評価、保護者による評価を行い、評価結果を運営事業者にフィードバックします。これをもとに現場と担当課で共通認識を持ち、あいキッズ運営の改善と事業の質の向上を図ります。

評価方法

- ①担当課評価
担当課職員による定期的な現場巡回等
 - ②学校評価
学校評価シートの結果を評価に利用
 - ③保護者評価
満足度アンケート結果を評価に利用
- 上記3者による評価を総合し、運営状況を判断します。

評価項目

- ①基本的な運営内容
- ②危機管理体制
- ③学び支援・地域連携
- ④管理事務・事業者支援体制
- ⑤保護者との関わり
- ⑥学校との連携

(2) 満足度アンケート

目 的

利用者の皆様からのご意見・ご要望を把握し、アンケート結果を運営事業者にフィードバックします。これをもとに現場と担当課で共通認識を持ち、あいキッズの運営の改善と事業の質の向上を図ります。

実施方法・時期

- 【実施方法】
インターネット上での回答又はあいキッズに設置されている紙面での回答を募集します。
- 【時期】
毎年2月頃実施

アンケート項目

- ①安全管理
 - ②プログラム内容
 - ③あいキッズ職員の対応
 - ④利用者との連絡、連携体制
 - ⑤あいキッズへの要望
- 等

(3) あいキッズ事業等運営委託事業者の再選定

再選定とは

あいキッズは委託事業のため、1年毎の契約が基本となりますが、利用児童と職員の信頼関係が重要であることから、同一の事業者と新規契約から最長5年の契約更新を行っています。この更新限度に達する（その他、相手方による契約辞退等の場合あり）あいキッズについて、運営事業者の再選定を行います。

選定実施にあたって

選定委員会を設置し、本委員会の中で、審査項目や審査基準、選定の実施手続き等の事項を決定します。

選定委員会の構成について

選定委員会は、保護者委員2名、区側委員3名、第三者委員、学校長等の計7名で構成します。

選定方法

運営委託事業者の選定は、応募事業者が作成した企画提案書、プレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価して委託候補先を決定する「プロポーザル方式」という方法で行います。選定委員会で決定した審査項目、審査基準に基づき応募事業者の審査を行い、順位付けをします。審査の結果1位となった事業者が運営委託候補事業者となります。

スケジュール

- 7月 選定委員会の開催、審査項目・基準の決定
- 8月 公募開始
- 9月 公募締切
- 10月～11月 書類審査・プレゼンテーション及び質疑応答
- 12月 委託候補事業者決定
- 1月 引継ぎ研修開始（事業者が変更となった場合）

(4) 不適切な運営についての連絡先

あいキッズ職員による児童への不適切な指導等については、板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課あいキッズ係（電話 03-3579-2637）までご連絡ください。

新たに開始を検討している事業について

あいキッズが原則として学校敷地内にある特徴を活かし、令和7年度の再選定対象校から順次、以下の事業をあいキッズの運営と一体的に委託して開始することを検討しています。

なお、今後も以下の事業については検討をすすめ、板橋区ホームページ等で随時ご案内する予定です。

再選定とは…

あいキッズは委託事業のため、毎年度、運営委託事業者を選定することが原則となりますが、利用児童と職員との信頼関係などが大切であることから、運営に基本的に問題がなければ5年を上限として、委託契約を更新できることとしています。この更新限度に達するあいキッズについて、運営事業者の再選定を行います。

(1) 事業内容

小学生の朝の居場所事業

平日（学校休業日除く）の各小学校昇降口の開放時間前（7時30分から1時間程度を想定）に、職員2名であいキッズ室等における児童の見守りを行うことを検討しています。

さんさんタイムやきらきらタイムの登録に関わらず、全児童を対象としています。

利用方法などの詳細は、検討を進めています。

なお、本事業の実施校では、学校休業日及び土曜日におけるあいキッズのきらきらタイムの開所時間を前倒しする予定です。このことに伴う、令和8年度のあいキッズ利用料の変更は予定していません。

		変更後	現行
運営日	学校休業日	<u>7:30~19:00</u>	8:00~19:00
	土曜日	<u>7:30~18:00</u> (希望があれば19時まで)	8:00~18:00 (希望があれば19時まで)
利用区分	C区分	<u>7:30~ 8:30</u>	8:00~ 8:30
	S区分	<u>7:30~18:00</u> (希望があれば19時まで)	8:00~18:00 (希望があれば19時まで)

不登校児等の居場所事業

平日（学校休業日除く）のあいキッズ開所時間（通常は午後1時）まで、職員2名で学校と連携し、あいキッズ室で不登校児等の居場所を提供します。

(2) 令和8年度の実施検討対象校

令和8年4月からの実施検討対象校は、下表のとおりです。今後も再選定対象校から順次、実施する方向で検討しています。

①志村小学校あいキッズ	⑥上板橋第四小学校あいキッズ
②志村第一小学校あいキッズ	⑦弥生小学校あいキッズ
③志村第四小学校あいキッズ	⑧成増小学校あいキッズ
④志村第五小学校あいキッズ	⑨成増ヶ丘小学校あいキッズ
⑤蓮根小学校あいキッズ	⑩高島第五小学校あいキッズ

(3) 実施時期一覧

本事業については、現時点（令和7年10月）では検討段階であり、下表の内容は変更される場合があることをご了承ください。

あいキッズ名	実施時期（※）	あいキッズ名	実施時期（※）
志村小学校あいキッズ	令和 8 年度	金沢小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
志村第一小学校あいキッズ	令和 8 年度	中根橋小学校あいキッズ	令和12年度
志村第二小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度	加賀小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
志村第三小学校あいキッズ	令和11年度または 令和12年度	上板橋小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
志村第四小学校あいキッズ	令和 8 年度	上板橋第二小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
志村第五小学校あいキッズ	令和 8 年度	上板橋第四小学校あいキッズ	令和 8 年度
志村第六小学校あいキッズ	令和12年度	常盤台小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
前野小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度	桜川小学校あいキッズ	令和12年度
中台小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	弥生小学校あいキッズ	令和 8 年度
舟渡小学校あいキッズ	令和12年度	大谷口小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
新河岸小学校あいキッズ	令和12年度	向原小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
富士見台小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	赤塚小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
蓮根小学校あいキッズ	令和 8 年度	成増小学校あいキッズ	令和 8 年度
蓮根第二小学校あいキッズ	令和11年度または 令和12年度	赤塚新町小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
志村坂下小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	紅梅小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
北前野小学校あいキッズ	令和12年度	北野小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
緑小学校あいキッズ	令和 9 年度	成増ヶ丘小学校あいキッズ	令和 8 年度
若木小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	下赤塚小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
板橋第一小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	徳丸小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
板橋第二小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	三園小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
板橋第四小学校あいキッズ	令和11年度または 令和12年度	高島第一小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
板橋第五小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度	高島第二小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度
板橋第六小学校あいキッズ	令和11年度または 令和12年度	高島第三小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度
板橋第七小学校あいキッズ	令和12年度	高島第五小学校あいキッズ	令和 8 年度
板橋第八小学校あいキッズ	令和10年度または 令和11年度	高島第六小学校あいキッズ	令和11年度または 令和12年度
板橋第十小学校あいキッズ	令和 9 年度または 令和10年度		

※再選定実施校については、対象校数の平準化を図り毎年度10校程度となるよう、受託事業者事前に選定年度の希望を調査した上で、抽選を行い決定しています。そのため、実施時期に複数年度記載のあるあいキッズがあります。

【あいキッズお問い合わせ・提出先一覧】

あいキッズ名	あいキッズ所在地	電話番号	あいキッズ名称	あいキッズ所在地	電話番号
志村小学校あいキッズ	板橋区志村2-16-11	03-3965-9793	金沢小学校あいキッズ	板橋区加賀2-2-1	03-3962-7781
志村第一小学校あいキッズ	板橋区泉町17-1	03-3558-1020	中根橋小学校あいキッズ	板橋区栄町16-7	03-3962-4207
志村第二小学校あいキッズ	板橋区志村1-7-1	03-3969-7190	加賀小学校あいキッズ	板橋区稲荷台23-1	03-3961-4072
志村第三小学校あいキッズ	板橋区清水町83-1	03-3963-3370	上板橋小学校あいキッズ	板橋区東山町47-3	03-3958-5183
志村第四小学校あいキッズ	板橋区小豆沢4-13-1	03-3965-9631	上板橋第二小学校あいキッズ	板橋区小茂根1-14-1	03-3973-3506
志村第五小学校あいキッズ	板橋区西台3-38-23	03-5920-2181	上板橋第四小学校あいキッズ	板橋区上板橋1-3-1	03-3937-8896
志村第六小学校あいキッズ	板橋区坂下2-18-1	03-3960-9263	常盤台小学校あいキッズ	板橋区常盤台1-6-1	03-3965-9751
前野小学校あいキッズ	板橋区前野町6-40-1	03-3965-2915	桜川小学校あいキッズ	板橋区東新町2-29-1	03-3973-0977
中台小学校あいキッズ	板橋区中台1-9-7	03-3937-4757	弥生小学校あいキッズ	板橋区弥生町16-2	03-3958-1478
舟渡小学校あいキッズ	板橋区舟渡3-6-15	03-3965-2584	大谷口小学校あいキッズ	板橋区大谷口北町21-1	03-3974-2750
新河岸小学校あいキッズ	板橋区新河岸1-3-1	03-3936-4576	向原小学校あいキッズ	板橋区向原2-34-1	03-3974-6740
富士見台小学校あいキッズ	板橋区前野町1-10-1	03-3969-8502	赤塚小学校あいキッズ	板橋区赤塚3-1-22	03-3975-1577
蓮根小学校あいキッズ	板橋区蓮根3-10-1	03-3969-8403	成増小学校あいキッズ	板橋区成増1-11-1	03-3977-0131
蓮根第二小学校あいキッズ	板橋区蓮根3-15-5	03-3966-4721	赤塚新町小学校あいキッズ	板橋区赤塚新町3-31-1	03-3977-2652
志村坂下小学校あいキッズ	板橋区相生町26-14	03-3935-3005	紅梅小学校あいキッズ	板橋区徳丸8-10-1	03-3935-4698
北前野小学校あいキッズ	板橋区前野町5-44-3	03-3966-8824	北野小学校あいキッズ	板橋区徳丸3-22-39 マースフォートS棟	03-3932-1568
緑小学校あいキッズ	板橋区中台3-27-1	03-3932-2768	成増ヶ丘小学校あいキッズ	板橋区成増3-17-7	03-3939-6503
若木小学校あいキッズ	板橋区若木1-14-1	03-3935-9994	下赤塚小学校あいキッズ	板橋区赤塚6-14-1	03-3977-5140
板橋第一小学校あいキッズ	板橋区氷川町13-1	03-3962-3013	徳丸小学校あいキッズ	板橋区徳丸1-21-1	03-3935-3381
板橋第二小学校あいキッズ	板橋区板橋2-52-1	03-3962-1942	三園小学校あいキッズ	板橋区三園1-24-1	03-3938-0422
板橋第四小学校あいキッズ	板橋区板橋4-9-13	03-3962-3214	高島第一小学校あいキッズ	板橋区高島平7-24-1	03-5383-0882
板橋第五小学校あいキッズ	板橋区中丸町19-1	03-3959-7810	高島第二小学校あいキッズ	板橋区高島平2-25-3	03-3936-1566
板橋第六小学校あいキッズ	板橋区大山町13-1	03-3972-1265	高島第三小学校あいキッズ	板橋区高島平4-21-2	03-3938-7808
板橋第七小学校あいキッズ	板橋区大山金井町45-8	03-3955-8474	高島第五小学校あいキッズ	板橋区高島平3-11-1	03-3975-6105
板橋第八小学校あいキッズ	板橋区双葉町42-1	03-3964-2534	高島第六小学校あいキッズ	板橋区高島平1-50-2	03-3936-9555
板橋第十小学校あいキッズ	板橋区大谷口上町43-1	03-3974-2665	板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 あいキッズ係 電話番号 03-3579-2637		

*利用登録・申請書等の提出先は、あいキッズです（区役所での受付は行っておりません）。

あいキッズにおける区公式HP、区公式SNSのご案内

◆ 板橋区ホームページ
(あいキッズ事業)



◆ あいキッズ公式
Facebook



◆ あいキッズ公式
X



◆ あいキッズ公式
Instagram

